

伊佐市農業委員会 13 回総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 28 日 (火) 午前 9 時 00 分から 10 時 15 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (34 人)

会 長 15 番 池ノ上雅典
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	10 番委員	1 番推進委員	11 番推進委員
2 番委員	11 番委員	2 番推進委員	12 番推進委員
3 番委員	12 番委員	3 番推進委員	13 番推進委員
4 番委員	13 番委員	4 番推進委員	14 番推進委員
5 番委員	14 番委員	5 番推進委員	15 番推進委員
7 番委員		6 番推進委員	16 番推進委員
8 番委員		7 番推進委員	17 番推進委員
9 番委員		8 番推進委員	18 番推進委員
		9 番推進委員	19 番推進委員
		10 番推進委員	20 番推進委員

4. 欠席委員 (1 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 11 番委員 12 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について
議案第 5 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長
農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成28年度第13回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。
先日、事務局職員の異動内示が行われ、農業委員会職員も該当者があり、追加議案で職員の任免について協議してもらいます。
本日は6番農業委員が欠席で、出席人数は14人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
11番農業委員と12番農業委員に、お願いいたします。
ただいまから総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料の1ページから6ページになります。
農地法による合意解約が2件、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が24件ありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

		事務局の報告を求めます。
事務局		<p>議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、</p> <p>所有権移転につきましてご説明いたします。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番及び2番につきましてご報告いたします。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住まいのYHさんです。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈前目にお住まいのYTさんです。</p> <p>土地の所在地は、伊佐市菱刈前目字池田3551番、外1筆で、地目は田、面積は4,037㎡、同じく伊佐市菱刈川北字中原1477番1、外2筆で、地目は畑、面積4,747㎡の所有権移転売買であります。</p> <p>続きまして、利用権設定につきましてご説明いたします。18ページの総括表をお開き下さい。期間は1年から10年で、面積は田92,660㎡、畑17,203㎡、合計109,863㎡です。利用権の設定をする者の数47人、設定を受ける者の数33人です。土地の明細につきましては8ページから17ページの整理番号1番から48番の通りです。皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長		<p>事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長		<p>なしということですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号、事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長		<p>全員挙手。</p> <p>よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見について、決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第2号 —————</p>
議長		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

て提案いたします。

整理番号1番について4番農業委員の報告を求めます。

4 番
農 業 委 員

前回総会での保留案件になります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号1番につきまして、去る3月24日に8番農業委員と私4番農業委員で現地調査を行いましたので、4番農業委員が報告いたします。

申請人・HTさんは伊佐市大口曾木に居住され、自治会は川西で、年齢は68歳です。渡し人・YKさんは伊佐市大口曾木に居住され、自治会は川西で、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字光神山3523番1、地目は畑、地積は1,777㎡で、所有権移転売買です。

境界の杭もあり、確認済であります。

受人の経営面積は4,860㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約100mで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

ただし、基盤整備がされていないため、農道が施工されていないことから、売買される畑の位置において袋地になる個所があるため、進入路として売買される畑を耕作者が出入りする事をHTさんに了承を得ております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長

4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

整理番号2番について、14番農業委員の報告を求めます。

14番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号2番につきまして、去る3月23日に現地調査を行いましたので、14番農業委員が報告いたします。

申請人・YTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は山田中原、年齢は32歳です。渡し人・YHさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は山田中原、年齢は84歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字池田3569番3、地目は田、地積は444㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は51,250㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約10mで、現況はよく管理された畑です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。

議 長

14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。

整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号3番につきまして、去る3月25日に現地調査を行いましたので、

で、5番農業委員が報告をいたします。

申請人・NTさんは伊佐市大口目丸に居住され、自治会は上目丸であります。年齢は65歳です。譲渡人・INさんは伊佐市大口目丸に居住され、自治会は中目丸、年齢は58歳であります。

申請地は伊佐市大口目丸字夫婦池1219番1、地目は畑、現況も畑です。地積は786㎡、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は99,027㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅より約500mで、大口東小学校の西側500m位の位置にあります。現況はよく管理された農地でありました。経営意欲は十分あり、農機具等も完備されております。必要な添付書類は全て揃っております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。

整理番号4番について、3番農業委員の報告を求めまます。

3 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、
農 業 委 員 整理番号4番につきまして、去る3月19日に現地調査を行いましたので、3番農業委員が報告いたします。

申請人・HYさんは伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は築地下、年齢は53歳です。渡し人・TSさんは伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は築地中、年齢は84歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字星熊原2832番1、2832番2、地目

は畑で、地積は合計1, 403㎡、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は43, 948㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名、通作距離は約10mで、現況はよく管理されております。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。

整理番号5番・6番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いいたします。2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号5番につきまして、去る3月22日に現地調査を行いましたので2番農業委員が報告いたします。

申請人・MTさんは伊佐市菱刈川南に居住され、自治会は荒瀬で、年齢は36歳です。渡し人・AEさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は共進で、年齢は63歳です。

申請地は伊佐市菱刈川北字樋之口4221番21、外2筆、地目は田、地積は4, 078㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は102, 808㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1.5kmで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し

ないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号6番につきまして、去る3月22日に現地調査を行いましたので2番農業委員が報告いたします。

申請人・MTさんは伊佐市菱刈川南に居住され、自治会は荒瀬で、年齢は36歳です。渡し人・MHさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は共進で、年齢は89歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字沖田2694番10、外1筆、地目は田、地積は2,643㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は102,808㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1.5kmで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番・6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番・6番は許可が決定いたしました。

整理番号7番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号7番につきまして、去る3月23日に現地調査を行いましたの

で、4番農業委員が報告いたします。

申請人・NHさんは伊佐市大口青木に居住され、自治会は上青木西で、年齢は76歳です。渡し人・IMさんは伊佐市大口青木に居住され、自治会は上青木西で、年齢は88歳です。

申請地は伊佐市大口青木字松尾神社ノ前2311番、地目は畑、地積は673㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は4,978㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は許可が決定いたしました。

整理番号8番ですが、この議案は1番推進委員が譲受人、整理番号9番は1番推進委員が譲渡人となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、1番推進委員の退席をお願いします。

(1番推進委員退席)

議 長 整理番号8番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号8番につきまして、去る3月21日に現地調査を行いましたので、11番農業委員が報告いたします。

申請人・NYさんは伊佐市菱刈田中に居住され、自治会は田中中で、年齢は69歳です。渡し人・THさんは伊佐市菱刈徳辺に居住され、自治会は桜馬場で、年齢は73歳です。

申請地は伊佐市菱刈田中字沖田1613番2、地目は田、地積は782㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は40,030㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約1km、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号8番は許可が決定いたしました。

整理番号9番については、譲渡人はお父さんで、同居もされていないという事で、ここで1番推進委員の入室をお願いいたします。

(1番推進委員着席)

議 長

1番推進委員 整理番号8番は、許可が決定いたしました。

整理番号9番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号9番につきまして、去る3月21日に現地調査を行いましたので11番農業委員が報告いたします。

申請人・NKさんは伊佐市菱刈田中に居住され、自治会は田中中で、年齢は83歳です。渡し人・NYさんは伊佐市菱刈田中に居住され、自治会は田中中で、年齢は93歳です。

申請地は伊佐市菱刈田中字堀倉512番9、地目は田、面積は323㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は5,725㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、現地は自宅前で、現在飼料を作付されてあります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひしまして、私の報告を終わります。

議 長

11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号9番は許可が決定いたしました。

整理番号10番・11番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。8番農業委員の報告を求めまます。

8 番
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号10番につきまして、去る3月26日、現地調査を行いましたので、8番農業委員が報告いたします。

申請人・K Iさんは伊佐市大口曾木に居住され、自治会は荻原、年齢は71歳です。渡し人・T Hさんは伊佐市大口曾木に居住され、自治会は荻原、年齢は94歳です。

申請地は伊佐市大口曾木字八反田2409番5、地目は田、地積は627㎡、外4筆、合計6,850㎡、親子間の所有権移転贈与であります。

新規就農で経営面積は6850㎡です。農業従事者は2名で、通作距離はほとんど自宅の周りで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は田植え機だけがないという事で、頼まれるということです。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひします。

続きまして、整理番号11番です。

渡し人・T Tさん、兄弟になります。伊佐市大口曾木に居住され、自治会は荻原、年齢は67歳です。

申請地は伊佐市大口曾木字西ノ田2336番1、地目は畑、地積は623㎡、外2筆、田、2,090㎡、合計2,713㎡で、兄弟間の所有権移転贈与であります。

新規就農で通作距離はほとんど100m未満の自宅の周りであります。現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は田植え機だけがないという事です。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号10番・11番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号10番・11番は許可が決定いたしました。</p> <p>整理番号12番について、14番農業委員の報告を求めます。</p>
1	4	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号12番につきまして、去る3月23日、現地調査を行いましたので、14番農業委員が報告いたします。</p> <p>申請人・MTさんは伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は小原松山で、年齢は69歳です。渡し人・UIさんは伊佐市菱刈徳辺に居住され、自治会は千鳥で、年齢は61歳です。</p> <p>申請地は伊佐市菱刈川北字屋祢添521番1、面積が1,775㎡です。平沢津集落施設より南へ300mくらいのところです。菱刈川北字八ツ尻1632番、面積が868㎡です。自宅から西へ300mくらい行ったところです。菱刈川北字水流9番1、339㎡で、湯之尾の物産館と川内川との間の一番東寄りです。合計2,982㎡であります。</p> <p>農業従事者は3名で、通作距離は300mから遠いところで2kmくらいでした。現況はよく管理された田であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p>

よって整理番号12番は許可が決定いたしました。

整理番号13番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号13番につきまして、去る3月23日に現地調査を行いましたので、13番農業委員が報告いたします。

申請人・IHさんは伊佐市大口里に居住され、自治会は元町実業で、年齢は64歳です。渡し人・OKさんは宮崎市花ヶ島町笹原居住され、年齢は72歳です。

申請地は伊佐市大口原田字先陣2315番、地目は畑、地積は919㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は45,989㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号13番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号13番は許可が決定いたしました。

整理番号14番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号14番につきまして、去る3月23日に現地調査を行いました

ので、13番農業委員が報告いたします。

申請人・MNさんは伊佐市大口青木に居住され、年齢は28歳です。渡し人・SAさんは大阪府岸和田市神須屋町に居住され、年齢は76歳です。

申請地は伊佐市大口青木字荒谷1560番1、地目は畑、地積は1,609㎡、同じく青木字岡ノ前1600番2、地目は畑、地積は656㎡、同じく青木字岡ノ前1600番7、地目は畑、地積は177㎡、3筆で合計2,442㎡、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は36,120㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約0.1kmで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号14番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号14番は許可が決定いたしました。

整理番号15番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、
農 業 委 員 整理番号15番につきまして、去る3月26日及び27日に現地調査を行いましたので、7番農業委員が報告をいたします。

申請人・有限会社Nさんは出水郡長島町川床にあり、養鶏業をしております。渡し人・NNさんは伊佐市大口小川内に居住され、自治会は高原、年齢は50歳であります。

申請地は伊佐市大口小川内字上場583番406、外1筆の地目は畑、及び小川内字上場583番872、外4筆の地目は牧場で、合計7筆、地積は合計79,562㎡で、所有権移転売買であります。

農業従事者は4名で、通作距離は受人の養鶏場より1km以内に位置しており、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は全て完備してあります。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号15番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号15番は許可が決定いたしました。

整理番号16番・17番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号16番につきまして、去る3月23日、現地調査を行いましたので1番農業委員が報告いたします。

申請人・有限会社G代表取締役ISさんは、曾於郡大崎町持留に事務所を置き、会社役員ISさん、年齢は60歳であります。渡し人・TKさんは伊佐市大口下殿に居住され、自治会は須原、年齢は67歳です。

申請地は伊佐市大口下殿字湯ノ谷760番、地目は田、面積は705㎡、外3筆、計3,679㎡であり、所有権移転売買であります。

Gは株式会社Gとの系列です。

受人の経営面積は272,319㎡で取得可能面積であります。これ

は大崎町の農業委員会より耕作面積の証明書がでております。今回の4筆の田には、ゴボウを作付するとの事で伊佐市菱刈下手のMさん宅に伊佐支店を置き、従事者はMさんが1人、忙しい時には本社の方より応援があるとの事で、通作距離は5km位で、現況はよく管理されておりました。当日はMさん立会いで現地調査してまいりました。農機具等は完備されておりました。

添付書類として耕作面積証明書、履歴事項全部証明書、同意書、有限会社Gの定款、字図等が添付されております。なお同意書は713の10へ行く間に716番5の土地があり、そこを通行する事に同意されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号17番につきまして、去る3月24日、現地調査を行いましたので1番農業委員が報告いたします。

申請人・有限会社G 代表取締役 I Sさんは曾於郡大崎町持留に事務所を置き、会社役員 I Sさん、年齢は60歳であります。渡し人・T Sさんは伊佐市大口大島に居住され、自治会は大島北、年齢は63歳です。

申請地は伊佐市大口下殿字岩瀬戸407番35、地目は田、面積は38㎡、外3筆、計1,198㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は272,319㎡で取得可能面積であります。これは大崎町の農業委員会より耕作面積の証明書が出されております。菱刈下手のMさん宅に伊佐支店を置き、従事者はMさんが1人、忙しい時には本社の方より応援があるとの事で、通作距離は5km位で、現況はよく管理されておりました。当日はMさん立会いのもと現地調査してまいりました。農機具等は完備されておりました。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として耕作面積証明書、全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号16番・17番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号16番・17番は許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、申請件数17件について、17件の許可が決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について。

整理番号1番について14番農業委員の報告を求めます。

1 4 番
農 業 委 員

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号1番について、去る3月23日、6番農業委員、11番農業委員、私14番農業委員で申請人・HHさんと息子さんの立会いのもと、共同調査を行いましたので14番農業委員が報告をいたします。

申請人・HHさんは伊佐市菱刈川北に居住し、畜産農家でありまして、牛を45頭飼育されております。年齢は60歳、自治会は築地下であります。

申請地は、伊佐市菱刈川北字池之上3963番、地目は田、地積は3,037㎡であります。農地区分は農用地区域内農地となっており、転用目的は牛舎及び堆肥舎であります。

申請地の所在地は、菱刈中学校から南へ約500m、南側と北側は田、西側は市道となっております。周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、資金証明書が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問

はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見聴取決定並びに許可について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見聴取決定並びに許可が決定いたしました。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請件数1件について、意見聴取決定並びに許可1件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号1番について、7番が調査の結果を報告いたします。去る3月23日、1番農業委員、15番農業委員、私7番農業委員で共同調査をいたしました。立会人として行政書士の多賀氏が出席しております。

譲受人は長崎県西海市西彼町白崎郷にお住まいのSHさん43歳であります。譲渡人は鹿児島市吉野町にお住まいのIMさんであります。

本申請は、所有権移転売買になっており、転用目的は太陽光発電施設であります。

申請地は伊佐市大口堂崎字池ノ頭539番5、地目は畑、地積は1,232㎡であります。農地区分は第2種農地・その他の農地となっております。

申請地の所在地は、羽月松栄ストアーから東約200mに位置しており、東側は宅地、西側は畑、南側は畑、北側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数288枚、47.2kwを計画しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、資金証明書、委任状が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

整理番号2番について、13番農業委員の報告を求めます。

1 3 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号2番につきまして、去る3月23日、代理人のK行政書士さん立会いのもと、4番農業委員、9番農業委員、私13番農業委員の3人で共同調査をいたしましたので、私13番農業委員が報告いたします。

譲受人は霧島市横川町下のTMさん、58歳であります。譲渡人は薩摩郡さつま町求名にお住まいのTTさん84歳であります。

申請地は、伊佐市大口下殿字池ノ山1023番161、地目は畑、地積は1,227㎡であります。所有権移転売買で、転用目的は貸太陽光発電施設。農地区分は、第2種農地その他の農地となっております。

申請地の所在地は、旧スカラーハイタッチから東へ約100mに位置しており、南側と西側はため池、東側は宅地、北側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数288枚、パネル設置総面積1,227㎡、パネル設置容量は47.2kw、年間発電量は566.4kwを予定しております。

添付書類として、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請件数2件について、意見聴取決定並びに許可2件が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号 非農地証明願について、提案いたします。
整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第5号 非農地証明願について、整理番号1番につきまして、去る3月23日、申請人不在のもと、6番農業委員、14番農業委員、私11番農業委員の3人で共同調査をいたしましたので、11番農業委員が報告いたします。

申請人は愛知県名古屋市長区浦里にお住まいのHMさん外4名で、外4名も愛知県内に居住されています。

土地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字早風下4404番4、地目は田、面積は86㎡、及び同菱刈荒田字北鶴田4390番1、地目は畑、面積は572㎡の2筆で、里道を挟んで同場所です。

周囲の状況は、東西南北宅地となっています。非農地となった時期及び理由といたしまして、平成2年頃、家族全員愛知県に転出されています。その後農地としての管理ができず放置してありました。

申請地の位置は、下荒田自治公民館より南50mに位置しており、周りは宅地となっています。

申請地は、30年近く放置してあった為荒廃し、農地への復旧は困難であると3人の調査員とも判断いたしました。

添付書類といたしまして、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第5号 非農地証明願について、整理番号2番につきまして、去る3月23日、申請人代理のSさんの立会いのもと、8番農業委員と私3番農地委員の2名で共同調査をいたしましたので、3番推進委員が報告いたします。

申請人は伊佐市大口大島にお住まいのHKさんです。

申請地は伊佐市大口川岩瀬字鳥場美953番1、地目は田、面積は1,954㎡であります。周囲の状況は、周りは全て山林となっております。非農地となった時期及び理由といたしまして、昭和40年頃から、減反

政策により、減反するようになり、田植えをしなくなり現在に至っております。

申請地の位置としまして、羽月西小学校手前1kmくらいで、北側、東側、西側、南側全て山林であります。全体が山林になっており、農地性は喪失しております。農地への復旧は困難であると2人の調査員とも判断いたしました。

添付書類といたしまして、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

整理番号3番について、8番農業委員の報告を求めます。

8 番 議案第5号 非農地証明願について、整理番号3番につきまして、去
農 業 委 員 る3月23日、申請人STさんのお父さんに案内をしてもらい、3番農業委員、私8番農業委員で共同調査をいたしましたので、8番農業委員が報告いたします。

申請人は伊佐市大口田代にお住まいのSTさんです。

申請地は伊佐市大口川岩瀬字水道309番、外3筆で、地目は田、地積は3,693㎡であります。申請地は4ヶ所に点在していて、周りはいずれも非農地化しております。

現地調査の結果、農地の属性は喪失しているため、農地への復旧は困難であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。

- 議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員
の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。
- 整理番号4番について、1番農業委員の報告を求めます。
- 4 番 議案第5号 非農地証明願について、整理番号4番につきまして、去
農 業 委 員 る3月23日、申請人のASさんの代理人で行政書士のTさん立会いの
もと、7番農業委員、15番農業委員、私1番農業委員の3人で共同調
査をいたしましたので、1番農業委員が報告いたします。
申請人は伊佐市菱刈下手にお住まいのASさんです。
土地の所在地は、伊佐市大口金波田字井ノ尻1004番40で、地目
は畑、面積は262㎡であります。
非農地に至った理由といたしまして、平成元年に購入されましたが、
通作距離があり、耕作する事が不自由であったため、土地続きに居住さ
れている申請人の妹さんであるHさんに管理をお願いしてありましたが、
大小様々の花木が次々植えられ畑地としては喪失しており、元の畑地
に戻す事は無理と耕作を断念されたとの事であります。
申請地の位置としまして、羽月の松栄ストアーより東側へ200m位
で、33ページにあります位置図では、北側・宅地、西側・宅地、東側・
田、となっておりますが、現況では竹藪で、又、南側の田も田としては
喪失している状況でありました。
3人の委員の調査の結果、農地への復旧は困難と判断いたしました。
添付書類といたしまして、全部事項証明書、字図、委任状が提出して
あります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私
の報告を終わります。
- 議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員
の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。

議案第5号 非農地証明願は、4件の申請のうち、4件の証明が決定い
たしました。

議案第6号・議案第7号でございますが、追加議案になっております。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「辞任届」の承認について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 総会資料の追加議案をご覧ください。
議案第6号「辞任届」の承認について。
去る3月21日付で6番委員のKT農業委員より辞任届が提出されま
した。

理由につきましては、一身上の都合により4月30日をもって、農業
委員を辞任したいので、ご了承くださいということです。

農業委員会法に関する法律第13条の規定により市町村長及び農業委
員会の同意を経て委員を辞任する事ができるということで、委員の同意
とは総会の議決になるわけですが、辞任申出者を除く総会の出席者の過
半数によって決定するという事になっております。以上です。

議 長 只今事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご
ざいませんか。

(挙手)

議 長 はい。3番。

3 番 後任はどうなりますか。
農 業 委 員

事 務 局 法改正で農業委員さんも推進委員さんにつきましても、現在の人数で、もし欠員があった場合でも補充はしないということになっていますので、全部の定数の中の規定数を超えた場合は、再任ということで、どなたかを選出していただくわけですけれども。今回につきましては1人でするので補充はありません。

議 長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第6号、事務局の説明のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第6号「辞任届」の承認については、承認されました。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案第7号「職員の任免」について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 平成29年4月1日付、人事異動につきまして、3月24日伊佐市市職員の異動内示の発表がありました。

これに伴いまして、農業委員会等に関する法律第26条第3号の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっておりますが、農業委員会事務局も次の職員が異動となっております。

条例等の関係で、異動発表後の任免となることをご了承願います。

それでは発表いたします。

まず転出につきまして、M農地振興係長が3月31日付けで定年退職でございます。私が、4月1日付けでこども課へ異動です。

続きまして転入職員について、事務局長に農政課長のOHさんが転入です。また、農地振興係長に税務課のSTさんが転入です。

以上でございます。

議 長 只今事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第7号、事務局の説明のとおり任免することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第7号「職員の任免」については、承認されました。

それでは職員のあいさつをお願いいたします。

(職員あいさつ)

議 長 その他。事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の34ページ・最終ページをお開きください。3月の月例報告をします。

去る6日、3月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。去る23日に現地調査を一斉にしております。28日・本日が第13回農業委員会の総会です。

4月の行事予定ですが、10日が4月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。24日が現地調査です。27日が第1回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

